

32 県内地域別米穀小売業者数

平成17年3月末日現在

| | 業 態 別 | 16年4月1日 現 在 | 16年4月以降 廃 止 届 | 3月末日現在 | 備 考 |
|--|---------|----------------|------------------|--------|---------------------|
| 業者登録制度に 基づき登録され ていた業者で、 特例措置により 届出されたと見 なされた事業者 | 第1種取扱業者 | 100 | 1 | 99 | |
| | 第2種取扱業者 | 3 | | 3 | |
| | 卸 売 業 者 | 24 | 19 | 5 | 県内所在5業者 |
| | 小 売 業 者 | 1,868 | 956 | 912 | 廃止届は③の規制 緩和が主な理由 |
| 新規届出業者 | | | 102 | | |
| 計 | | 1,995 | 976 | 1,121 | |

資料：東北農政局山形農政事務局

※1 第1種取扱業者は、米を集荷する業者（県内JA及び個人業者）

※2 第2種取扱業者は、全農山形、全農庄内、県米集

① 業者登録制度から届出制への変更

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」が平成16年4月1日から施行されたことにより、年間20精米トン以上を取り扱う出荷業者及び販売業者は、「米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者」として農政事務所への届出制となった。

② 経過措置

改正前食糧法下の登録業者（登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者）は、改正法施行後、経過措置として届出業者と見なされた。

③ 規制緩和

計画流通制度の廃止に伴い、業務区域（県をまたがる者）や業種（旧第1種取扱業者と旧登録小売業者等）の区別もなくなり、本社又は本店で一括管理できる者については、支店や販売所の届出も不要となった。